

理容所・美容所における新型コロナウイルス感染症対策実施例

1. 従事者の衛生

- 従事者の健康管理（出勤前の検温、風邪症状等の有無の確認）を適切に行い、体調不良がある場合は休む（休ませる）

（お客様へも連絡し、予約変更や担当者変更をお願いできるようにしておく）
- こまめに手を洗い、客1人ごとに手指消毒を行う
- マスクの着用等により飛沫感染を防止する（顔面作業の場合のマスク着用は必須）
- 施術中の会話は控えめに、対面での会話は必要最小限にする
- スタッフルーム内での感染防止に留意する

2. 施設の衛生

- 施設内を十分に換気する

定期的に窓を開ける（30分に1回、数分間程度、2方向）

機械換気の場合は必要換気量（一人当たり毎時30m³）を確保する

（換気量に見合った在室人数にする）
- 客が触れる部分を定期的（又は客ごと）に消毒する

（セット椅子・待合椅子のひじ掛け・背もたれ、カウンター、ドアノブ、手すり等）
- トイレを定期的に清掃・消毒する

3. 器具の衛生

- 器具類や肌に触れる布類は、客一人ごとに消毒[※]した清潔なものを使用する

※法令に定められた方法で正しく消毒すること

4.お客さまの管理

- お客さま同士の間隔を2 m程度（最低1 m）空けて案内、施術する
- 在店人数を適切に管理し、密な環境とならないよう注意する
（予約制の導入等の検討）
- 待合椅子の間隔をあける（待合所内でのお客さま同士の間隔確保）
- セット椅子以外でカウンセリングを行うときは、マスクを着用し、お客様と向かい合
わない座り方とする

5. お客さまにお願いすること

- 発熱・風邪症状のある方、その他感染の恐れがある方は、来店を控えてもらう
- 入店時の手指消毒、帰宅後のうがい・手洗いを奨励
- 咳エチケットの遵守

6. 感染症発生時に備えて

- 顧客名簿（利用者名簿）を整備し、連絡が取れるようにしておく
※個人情報の取り扱いに注意すること
- 保健所の連絡先を控えておく

（新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター：043-238-9966）

※万が一施設で感染者や感染の疑いのある者が発生したときは、保健所が

接触者の調査を行いますので、ご協力をお願いします。

集団感染が発生した場合は、情報公開へのご協力もお願いいたします。

（作成：千葉市）